

公益社団法人静岡県防犯協会連合会役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人静岡県防犯協会連合会定款第25条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当及び勤勉手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 常勤理事及び公認会計士の資格を有する監事には、毎月、定額報酬を支給する。

- 2 常勤理事には、毎年6月及び12月に、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員（公認会計士の資格を有する監事を除く。）には、報酬等は支給しない。ただし、会議等に出席した非常勤役員には、日当として1日につき5,000円を支給する。

(定額報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の定額報酬月額、別表の常勤理事俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、社員総会が決めるものとする。

- 2 公認会計士の資格を有する監事の定額報酬月額は、30,000円を上限として、社員総会が決めるものとする。

3 常勤理事に対する期末手当及び勤勉手当の支給額は、職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）の当該手当に関する規定を準用し、社員総会が決めるものとする。

（退職手当）

第 5 条 退職手当は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退職手当は、在任中に現に支給された定額報酬月額各年度の合計を当該年度月数で除した額（1 未満の端数があるときはその端数は切り上げる。）を算定し、各年度の当該額（当初就任年度より起算して 8 年度目以内の額に限る。）を合算して得られた額を上限として、社員総会で決定する。

（通勤手当）

第 6 条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給額及び支給要件については、職員の給与に関する条例を準用するものとする。

（費用）

第 7 条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（報酬等及び費用の支給）

第 8 条 報酬等及び費用の支給日、支給方法、報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、職員の給与に関する条例及び職員の給与等に関する規則を準用するものとする。

（準用規定）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等及び費用に関し必要な事項は、職員の給与に関する条例及び職員の給与等に関する規則を準用するものとする。

（公表）

第 10 条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人静岡県防犯協会連合会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。

別表

常勤理事俸給表（単位：円）

号俸	月 額	号俸	月 額
1	300,000	6	350,000
2	310,000	7	360,000
3	320,000	8	370,000
4	330,000	9	380,000
5	340,000	10	390,000